情報提供４－２

北海道地域振興条例の概要

前　文

本道の各地域が直面する厳しい状況を踏まえ、道民、市町村及び道が一体となって、それぞれの地域の実情に即した取組を積極的に進めていくとともに、地域の特色ある活動を一層活発に展開することにより、北海道全域の活性化を図り、すべての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会を構築するための条例を制定

第１章　総則　☞　地域振興に関する基本的な考え方を明らかにします

第１条　目　　的　☞　本道の地域振興を道民、市町村と共に進め、「個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指します

第２条　基本理念　☞　すべての主体が共有すべき地域振興の基本的な考え方を規定します

- (1) 地域の創意と主体性が発揮され、地域特性に応じた取組が進められること
- (2) 道民、市町村、道の適切な役割分担の下、協働による取組が進められること
- (3) 様々な地域の単位において、地域間の交流が促進され、地域相互の連携と補完が図られること

第３条　道の責務　☞　地域振興を進める上で道の果たすべき責務を規定します

- (1) 地域振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること
- (2) 道民の主体的な取組を促進し、市町村が実施する施策を支援すること
- (3) 市町村と緊密に連携するとともに、道民との協働に努めること
- (4) 国に対し、必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、提言を行うこと
- (5) 広域的な見地からの施策を推進し、必要な調整を行うこと

第２章　地域振興に関する施策の推進　☞　地域振興に関する基本的な施策の進め方を明らかにします

第４条　施策推進の基本方針　☞　道として施策を推進していく上での基本方針を示します

- (1) 自然環境、文化、産業などの地域特性に配慮
- (2) 人口の減少に伴う地域課題に対応
- (3) 自然景観、農林水産物などの地域資源の活用
- (4) 地域振興を担う幅広い人材の育成と活用
- (5) 産業、暮らし、環境、防災及び減災等の幅広い分野にわたる施策の一体的な実施
- (6) 多様な手法による市町村間の連携の促進等により、地域の主体的な取組が持続的に進められるようにすること
- (7) 食料、エネルギー、環境などの重要課題の解決に向けた本道の特性の発揮
- (8) 地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、総合振興局及び振興局がその中核的な役割を担うこと

第５条　地域計画の策定及び推進　☞　地域振興を効果的に進めるための地域計画を策定・推進します

- (1) 広域的な地域の区分ごとに地域振興を効果的に推進するための計画（地域計画）を策定
- (2) 総合計画の基本的な政策の方向に沿った地域計画の策定
- (3) 地域計画と特定分野計画との一体的な推進

第６条　道民の意見等の反映

☞　道民及び市町村の意見や提案を地域振興施策に反映させるための体制整備その他の必要な措置を行います

第７条　地域振興に関する取組等への支援　☞　市町村等の主体的な取組に対する支援施策を充実します

- (1) 道民及び市町村の主体的な取組等を支援するための施策を充実
- (2) 道民と市町村の協働による取組、広域的な取組の促進に努めるとともに、人口構造や産業構造等の変化による社会経済への影響が特に懸念される地域の振興に配慮

第８条　職員の交流　☞　市町村との緊密な連携による地域振興施策を推進するため、職員派遣等の充実を図ります

第９条　人材の育成等　☞　地域振興を進める上で必要な人材の育成や人材等の活用を進めます

- (1) 道民が地域の特性等に応じた取組を進めるために必要な知識や技能の習得、地域振興の実践者との交流を深める機会の確保等
- (2) 事業者や大学等の協力による幅広い人材、ノウハウ、技術等の活用を促進

第10条　情報の提供　☞　道民及び市町村の主体的な取組等が促進されるよう必要な情報の提供を行います

第11条　財政上の措置　☞　地域振興施策の推進のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます

その他

条例施行後５年ごとに条例施行の状況等について検討を加え、必要な措置を講ずる（附則第２号）